

地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

令和8年度 仙台市障害者施策推進協議会 (第1回)

令和8年6月25日

資料1-3

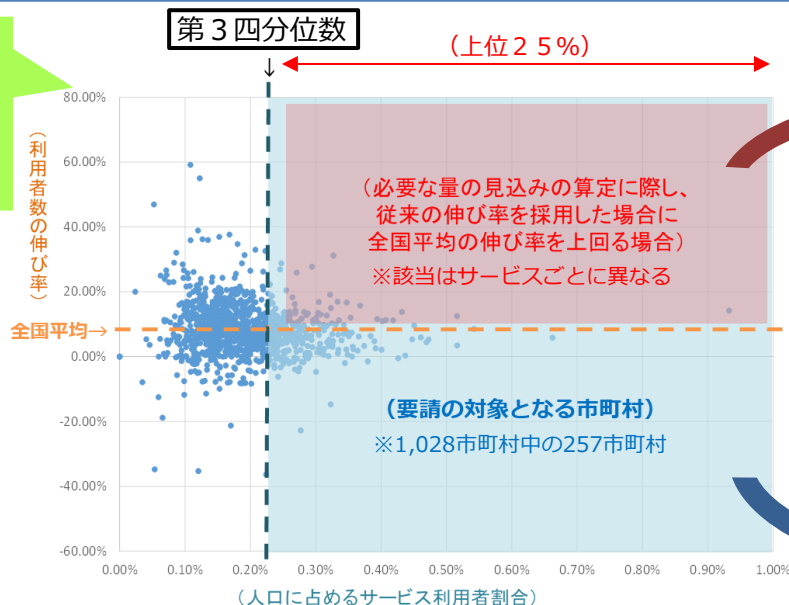
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

要件1 : いわゆる**全部過疎の市町村でない** こと。

要件2 : 人口に占めるサービス利用者割合 (年齢調整しないもの) が、**要件1を満たす市町村の上位25%の市町村**

【要件1】
全部過疎市町村を除いたグラフ
(⇒1,028市町村)



(※2) 対象サービス

いわゆる総量規制の対象サービス (入所施設を除く) ※

(現行の該当：生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)

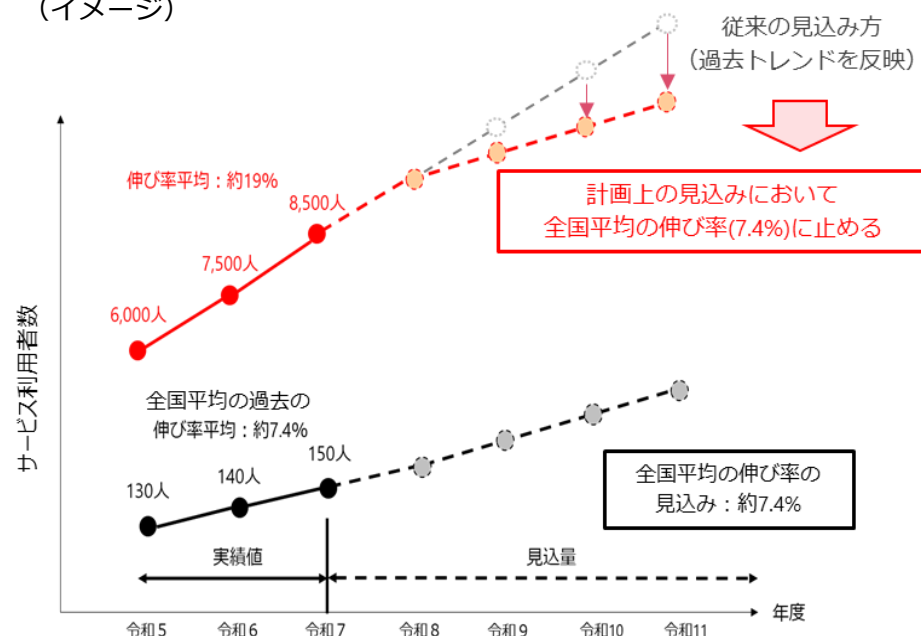
※共同生活援助を対象に加える省令改正 (令和9年4月1日施行)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な量の見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズをいわゆる総量規制の例外とするなどの運用が可能)